

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成30年第10回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中11名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番 平山委員、8番 光本委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第54号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第54号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号35番 土地の所在は、国東町綱井字■■■■番地■■、地目が田、面積は97㎡です。渡人は、武蔵町麻田の■■■■さん(■■歳)、受人は、国東町綱井の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、町外在住により管理できなくなったためと、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号36番 土地の所在は、国東町小原字■■■■番地■■、地目が畑、面積は236㎡です。渡人は、千葉県柏市の■■■■さん(■■歳)、受人は、国東町小原の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、自己管理するとなっています。無償による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号37番 土地の所在は、国見町伊美字■■■■番地■■、地目が田、面積が115㎡です。渡人は、国見町中</p>

の■■■■さん(■■歳)、神戸市の■■■■さん(■■歳)、
受人は、国見町伊美の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、
渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。無償による所有権移転です。

■■■さんにつきましては、豊後高田市で耕作をしているため、
豊後高田市農業委員会発行の耕作証明書を添付しています。

次に、申請番号38番 土地の所在は、国東町治郎丸字■■■■
■■■■番地、地目が畑、面積が154㎡、外田が2筆で866㎡の
計3筆で1,020㎡です。渡人は、安岐町下原の■■■■さん
(■■歳)、受人は、国東町治郎丸の■■■■さん(■■歳)
です。申請事由は、渡人は、町外在住により管理できないためと、
受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有
権移転です。

次に、申請番号39番 土地の所在は、国東町治郎丸字■■■■
■■■■番地、地目が田、面積が794㎡、外田が3筆で計4筆の
2,232㎡です。渡人は、安岐町下原の■■■■さん(■■
歳)、受人は国東町治郎丸の■■■■さん(■■歳)です。申
請事由は、渡人は町外在住により管理できないためと、受人は経
営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転で
す。

最後に、申請番号40番 土地の所在は、国東町大恩寺字■■■■
■■■■番地、地目が畑、面積が105㎡です。渡人は、国東町
大恩寺の■■■■さん(■■歳)、受人は国東町大恩寺の■■■■
■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人、受人ともに農地を
交換するとなっています。売買による所有権移転です。議案第5
6号の農地法第5条に関連があります。

議 長

それでは、議案54号の農地法第3条の規定による所有権移転
の許可申請について、申請番号35番から40番について、事務
局から一括して説明がありました。ご質問やご意見はございま
せんか。

大塚委員

申請番号36番の渡人の方は、自己管理をするとありますが、
どういうことですか。

事務局	3条の許可条件に、管理耕作とあります。耕作しなくても管理をすれば、問題ありません。草刈りなどを行い自己保全することです。
議長	周りの農地に迷惑が掛からないようにする ということですね。大塚委員、よろしいでしょうか。
大塚委員	はい、分かりました。
議長	他に質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ご質疑が無ければ、申請番号35番から40番を一括して採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	議案第54号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	議案第55号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号2番 土地の所在は、国東町大恩寺字■■■■番地■■■■、地目が畑、面積は382㎡です。申請人は、国東町大恩寺の■■■■さん(■■■■歳)です。申請事由は、昭和63年に住宅を新築した際に、当該農用地を庭と進入路として宅地造成を行ったためとなっています。申請地は、北を申請人の宅地に、東を申請人の畑に、南を田に、西を進入路に囲まれた農業公共投資の対象となっておらず、農地の連たん性も無い小規模な農地であるので第2種農地と判断できます。始末書の提出があります。 最後に、申請番号3番 土地の所在は、国見町野田字■■■■番地■■■■、地目が田、面積は555㎡、外に田が1筆の計2筆

	<p>で987㎡です。申請人は、国見町中の■■■■さん(■■歳)です。申請事由につきましては、ライスセンターが火事により焼失したので、新たに建設する必要があるためとなっています。申請地は、北を小学校に、東と南を田に、西を県道に囲まれた農業公共投資の対象となっている農振農用地区域内の農地であるため、県の常設審議委員会に諮る必要があります。</p>
議長	<p>議案第55号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請の申請番号2番、3番について説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p>
諸富委員	<p>申請番号2番について、昭和63年までに遡る始末書ですが、転用について、どの時点で気付くのか。</p>
事務局	<p>本人が登記簿謄本を取った時に気付いています。土地を交換するのに謄本を取って初めて違反転用に気付いたようです。</p>
議長	<p>他にご質疑が無ければ、農地法第4条の規定による農地転用許可申請の採決に入ります。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案55号について申請番号2番、3番を一括して承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第55号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第56号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号21番 土地の所在は、国東町大恩寺字■■■■番地■■、地目が田、面積は74㎡です。渡人は、国東町大恩寺の■■</p>

さん(歳)です。受人は、国東町大恩寺の
さん(歳)です。申請事由は、昭和63年に住宅を新築した
際に、当該農用地を進入路として造成し、使用していたためとな
っています。申請地は、北と東を受人の宅地に、南を渡人の田に、
西を進入路に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない、農
地の連たん性も無い極めて小規模な農地であり、第2種農地と判
断できます。売買による所有権移転です。始末書の提出がありま
す。

最後に、申請番号22番 土地の所在は、国見町向田字
番地、地目が畑、面積は1,540㎡、外畑が1筆の合
計2筆で、2,688㎡です。渡人は、国東町浜の
さん
(歳)です。受人は、国東町浜の
さん(歳)です。
申請事由は、平成20年頃に建設会社の残土の受け入れを行い、
現在は資材置場として使用しているためとなっています。申請地
は、北を公衆用道路に、東をため池と畑に、南を市道に、西を山
林に囲まれた、農業公共投資の対象となっていない、農地の連た
ん性も無い農地であり、第2種農地と判断できます。始末の提出
があります。賃借権の設定を行っています。

議 長

議案第56号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請
の申請番号21番、22番について説明がありましたが、ご質疑
はございませんか。

(質疑なし)

議 長

ご質疑が無ければ、農地法第5条の規定による農地転用許可申
請の採決に入ります。

それでは、議案56号について申請番号21番、22番を一括
して承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

議案第56号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申
請については、全会一致で承認されました。

続いて、議案第57号 農用地利用集積計画について、事務局
より説明願います。

事務局	<p>議案第57号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が140筆で172,169㎡、内訳として、田が126筆で124,528㎡、畑が14筆で47,641㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が106筆で119,348㎡、更新設定は、総数が34筆で52,821㎡、全て田となっています。詳細につきましては、資料の5ページから12ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第57号 農用地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第57号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員一致で議案第57号 農用地利用集積計画については、承認されました。</p> <p>続いて議案第58号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が5筆の5,639㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の13ページから14ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第58号 農用地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第58号 農用地利用</p>

	<p>配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員一致で議案第58号 農用地利用配分計画については、承認されました。</p> <p>次に、議案第59号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第59号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号58番 土地の所在は、国東町鶴川字[]番地[]、地目が畑、面積は136㎡です。申請人は国東町鶴川の[]さんです。申請事由については、長年耕作を行っていなかったため自然荒廃してしまい、農地としての回復が困難なためとなっています。</p>
議 長	<p>議案第59号 農地法の規定による非農地証明書の交付について説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第59号について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案59号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全員一致で承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p>

	<p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名委員</p> <p style="text-align: center;">議事録署名委員</p>
--	--